

# 平成31年度 水質検査計画 豊見城市水道事業



## 水質検査計画とは

豊見城市水道事業では、市民の皆さまに安全で良質な水道水が供給できるよう水質検査計画を策定し、水質検査を実施しています。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目等を定めたものです。

## 水質検査計画の内容

1. はじめに
2. 基本方針
3. 水道事業の概要
4. 水道水の状況及び水質管理上留意する事項
5. 検査地点
6. 水質検査項目及び検査頻度
7. 臨時の水質検査
8. 水質検査の方法
9. 水質検査計画及び検査結果の公表
10. 水質検査結果の評価及び検査計画の見直し
11. 水質検査の精度と信頼性保証
12. 関係者との連携

## 1. はじめに

豊見城市水道事業は、水道用水供給事業者である沖縄県企業局から浄水を購入することによって豊見城市内全域に水道水を供給している水道事業者です。従って、水源や浄水過程における水質管理の業務はなく、沖縄県企業局からの供給点以降の市内に設置してある蛇口（給水栓）から出る水の水質検査を実施することによって水道水の水質管理を行っています。

豊見城市の水道水は沖縄県企業局が管理・運用する西原浄水場から市の管理する配水池を経由して供給されています。

## 2. 基本方針

- 1) 水質基準に適合した安全な水道水を給水するために、浄水の状況を踏まえて水質検査項目等を定めた水質検査計画を策定します。
- 2) 検査地点については、水質基準が適用される給水系統末端付近の蛇口とします。
- 3) 検査項目については、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目と、また検査計画に位置づけることが望ましいとされている水質管理設定項目及び水道水がより安全で良質であることを確認するために必要とする水質項目とします。
- 4) 検査頻度については：
  - (1) 水道法施行規則第15条第1項の第1号に基づく「毎日検査」を蛇口において行います。
  - (2) 同条規則第1項の第2号、3号に基づく「毎月検査」を蛇口において行います。
  - (3) 給水末端の蛇口の水が良好で水質基準を満足していることから、3年に1回以上に検査頻度を緩和することが可能な検査項目についても、水質の安全性を確認するために、検査頻度を減らさずに全項目検査を年1回行います。

## 3. 水道事業の概要

- 1) 平成29年度における給水状況は次表のとおりです。

項目	内容
給水区域	市内全域
給水人口	63,695人
普及率 %	100%
給水戸数	22,574戸
水源種別	浄水受水
計画一日最大給水量 m <sup>3</sup>	24,500m <sup>3</sup>
一日最大給水量 m <sup>3</sup>	19,648m <sup>3</sup>
一日平均給水量 m <sup>3</sup>	18,172m <sup>3</sup>

## 4. 水道水の状況及び水質管理上留意する事項

### 原水及び水道水の状況

#### 1) 原水の状況について

豊見城市は、沖縄県企業局が管理する浄水場で浄水された水道水を受水しており、水道水の水質は水質基準に適合した良質な水である旨の報告を受けている。

供給を受けている水道水の水源の状況、原水の水質、浄水施設及び沖縄県企業局水質検査については、沖縄県企業局ホームページからご覧いただけます。

※沖縄県企業局HP (<http://www.eb.pref.okinawa.jp>)

#### 2) 水道水の状況について

水道水については、これまでの検査結果から基準値を下回っており、安全で良質な水であります。(別表1)

### 水質管理上の留意事項

#### 1) 排水作業・布設更新等による水質管理

水道水を供給する配水管において、長時間の滞留や管材の老朽化は、水質に悪影響を及ぼす可能性があります。滞留解消のための定期的な排水作業や、老朽化した配水管等の布設更新などを適宜施し、安全で良質な水道水の水質管理に努めます。

#### 2) 水道水の安全性を確保する管理体制

沖縄県企業局から浄水受水後の市水道事業システム全体において、水道水の水質の安全性を脅かすリスクの排除と監視体制を維持・充実させ、平時の安全確認及び緊急時における即応体制の強化に努めます。

#### 3) 水道水の水質に関する疑義への対応

市水道事業より供給する水道水の水質に関する疑義について、その異常の確認と原因特定のための現地調査に努めます。

## 5. 検査地点

#### 1) 給水栓

配水系統ごとに、市内9カ所を設定し検査を行います。

毎日検査については、市内6カ所で検査を行います。

#### 2) 採水地点の変更

配水池系統の末端付近で採水するのが望ましい為、下記の5ヶ所の採水地点を変更します。(水質検査 採水箇所図参照)

採水変更前	採水変更後	配水地系統
根差部公民館	平和台公民館(我那覇426-94)	ニュータウン配水池系統
豊見城団地集会所	旧翁長公民館(翁長219)	平良配水池系統
瀬長公民館	瀬長島サンセットパーク広場(瀬長174-2)	渡橋名配水池系統
グリーンハイツ自治会	タワーサイドハイツ自治会(高安1068-1)	良長配水池系統
南部農林高校前	金良土地改良付近(金良422-1)	企業局直圧系統

## 6. 水質検査項目と検査頻度

1) 水質基準が適用される、蛇口（給水末端）における水質検査項目と検査頻度は、次の通りとします。

(1) 水質検査項目

法令に基づく水質検査表において水質基準項目（51項目）の検査を行います（別表2）。また、法令に基づく水質検査表の4項目について毎日検査を行います（別表3）。

(2) 検査頻度

①毎日検査：法令に基づく水質検査（別表3）の色、濁り、臭味、消毒の残留効果の検査については、1日1回行います。

②毎月検査：法令に基づく水質検査（別表2）の項目の中からNo. 1～2, 38, 46～51までについては毎月検査を行います。

③年4回検査：法令に基づく水質検査（別表1）の項目の中からNo. 10, 21～31（12項目）は消毒剤及び消毒副生成物として、No. 6, 33, 40, 44（※4項目）について安全性及び性状確認のため年4回行います。

④年1回検査：法令に基づく水質検査（別表1）のうち、その濃度が基準値の1/10以下の場合には3年に1回、（1/5以下の場合には1年に1回）まで検査頻度を緩和できるとされていますが、水質が安定して良好であることを確認するため、検査頻度を減らさずに年1回全項目検査（51項目）を行います。

2) 本市が水質管理上必要とする水質検査項目と検査頻度

独自に行う水質検査（別表4）の水質管理目標設定項目は、通知で27項目設定されていますが、水源の種別によって着目すべき項目が提示されており、それに準じて検査項目の設定、水質管理項目の設定、そして水質管理上留意すべきものとして12項目を設定します。

※

（追加項目）

No.6 鉛及びその化合物

基準値(0.01mg/l以下)の1/5を超えたため、3ヶ月毎に検査を行う。(平和台公民館、瀬長サンセットパーク広場、旧翁長公民館)

## 7. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、原則として次のような場合により水質基準に適合しないおそれがあるときに行います。水質検査結果に異常が認められた場合は、確認のため直ちに再検査を行うとともに飲用の制限等必要な措置を講じます。採水場所は、水質異常の内容とその範囲を確認できる地点を選定します。臨時の水質検査を行う項目は、水質基準項目、水質管理目標設定項目及びその他必要な項目とし、自己検査及び委託検査で対応します。

臨時の水質検査は、水質異常が発生したときに直ちに実施し、給水栓での安全が確認されるまで行います。

臨時の水質検査を行う要件	検査項目及び検査頻度
<ul style="list-style-type: none"> <li>・水源や水源付近の異常、浄水過程の異常の連絡があった場合</li> <li>・水道施設が汚染されたおそれがある場合</li> <li>・その他特に必要があるとみとめられたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般細菌、大腸菌、塩化イオン、有機物（全有機炭素の量）、pH値、臭気、味、色、濁度</li> <li>・水質基準に適合しないおそれのある項目及び関連する項目を適時選択する。また、測定頻度は必要に応じて対応する。</li> </ul>

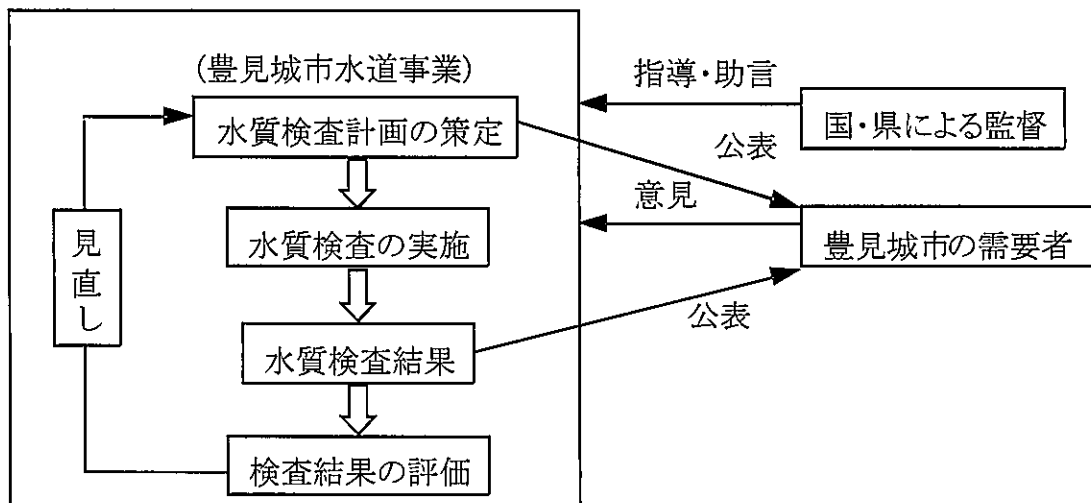
## 8. 水質検査の方法（別表2、別表4）

水質基準項目、水質管理目標設定項目の水質検査は、国（厚生労働大臣）が定めた水道水の検査方法（告示法：基準項目の検査方法、残留塩素の検査方法）及び厚生労働省水道課長通知による検査方法（水質管理目標設定項目の検査方法）によって行います。また、上記以外の項目については「上水試験方法（日本水道協会）」等に準じて行います。

## 9. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎年度作成し、公表します。

水質検査計画に基づいて行った水質検査の結果については、本市のホームページを利用して速やかに公表します。



水質検査計画の概念図

## 10. 水質検査結果の評価及び検査計画の見直し

実施した水質検査の結果をその都度、水質基準値と照らし合わせて評価します。また、本計画は、水道法の改正等を考慮し、検査項目や検査頻度等を適切に見直します。さらに過去の検査結果や水道利用者からの意見を参考に見直しをおこない、次期の水質検査計画に反映します。

## 11. 水質検査の精度と信頼性保証

水質検査の実施に当っては、その精度管理と信頼性の保証が重要であることから、本市としては次のことに留意して厚生労働大臣指定検査機関（登録機関）に委託しています。

- 1) 分析技術者や水道技術管理者等の人材が十分に確保されていること。
- 2) 高度の分析機器や精度の高い検査体制が整備されていること。

- 3) 品質保証や顧客サービスの向上に関するISOの取得や特定計量証明事業者認定などを取得していること。
- 4) 毎年、国及び県等が実施する精度管理の評価試験において高い評価を得ていること。
- 5) その他、水質異常時に迅速な対応ができること。

## 12. 関係者との連携

- 1) 水道水が原因で水質事故等が発生した場合には、関係機関と連携して臨時水質検査等を行い適切な措置を行います。
- 2) 水源で水質汚染事故等が発生した場合には、沖縄県企業局及び関係機関と連携して迅速に対策を講じます。

問い合わせ先：豊見城市上下水道部 施設課 住 所：豊見城市字宜保一丁目1番1号 電 話：098-850-0111 FAX：098-850-2670
--

別表1:水質検査結果(年度別最大値)

番号	定期検査項目	基準値 (mg/l)	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
基1	一般細菌	100個/ml以下	1	1	0	2	9	0	4
基2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	<0.0001	<0.0001	<0.0003	<0.0003	<0.0001	<0.0001	<0.0003
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0005	<0.001
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	0.001	0.002	<0.003	<0.003	0.003
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0005	<0.001
基8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.001	<0.005
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	-	-	-	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.004	<0.001	<0.001	<0.001
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.09	0.09	0.14	<0.001	0.11	0.22	0.20
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	<0.05	<0.05	0.2	0.2	<0.05	<0.05	<0.05
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	0.022	0.017	<0.1	<0.05	0.019	0.016	0.020
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	<0.0001	<0.0001	<0.0002	0.02	<0.0001	<0.0002	<0.0001
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0001	<0.005	<0.0002	<0.005
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.005	<0.0001	<0.0004	<0.001
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	<0.0001	<0.0001	<0.0002	<0.001	<0.0001	<0.0002	<0.001
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.0001	<0.0001	<0.0002	<0.001	<0.0001	<0.0002	<0.001
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.0001	<0.0001	<0.0002	<0.001	<0.0001	<0.0002	<0.001
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	<0.0001	<0.0001	<0.0002	<0.001	<0.0001	<0.0002	<0.001
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	0.11	0.08	0.1	0.08	0.07	0.08	<0.06
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	<0.001	<0.001	0.0016	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.011	0.011	0.0075	0.005	0.0077	0.0071	0.0130
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003	0.004	0.0055	<0.003	0.004	0.008	0.007
基25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.028	0.029	0.0176	0.018	0.017	0.0181	0.019
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	<0.001
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.062	0.063	0.041	0.04	0.041	0.044	0.057
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.002	0.003	0.0042	<0.003	0.002	0.007	0.005
基29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.019	0.019	0.0127	0.011	0.012	0.0135	0.015
基30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	0.016	0.010	0.0073	0.008	0.0071	0.0057	0.0060
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.005	0.004	<0.008	0.004	0.003	<0.008	<0.005
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	<0.005	<0.005	<0.1	<0.01	0.009	0.007	<0.01
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.057	0.039	0.037	0.06	0.06	0.049	0.07
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	<0.03	0.03	0.05	0.04	0.02	0.05	<0.03
基35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	0.003	0.002	<0.1	<0.01	0.002	0.003	<0.01
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	24.8	22.7	41.2	19	18.9	19.3	17.2
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.005	0.002	0.001	0.0018	<0.0001
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	44.6	40.4	34	31.3	35.6	27.6	25.8
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	36.9	35.5	67.5	40.4	36.9	34.2	41.0
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	145	125	126	109	121	100	83
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	<0.000001	0.000003	0.000003	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	<0.005	<0.002	<0.005	<0.002	<0.002	<0.005	<0.002
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	0.9	1.0	0.9	0.8	0.9	1.0	1.0
基47	pH値	5.8以上~8.6以下	8.0	7.8	7.8	8.4	7.5	7.7	7.8
基48	味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基49	臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基50	色度	5度以下	1.0	0.8	1.1	0.7	0.5	0.5	0.7
基51	濁度	2度以下	<0.1	0.2	0.6	0.3	0.1	0.1	0.1

別表2:検査頻度

根差部公民館 → 平和台公民館 (西原浄水場系)

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由		
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目		
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月				
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の 1/5 をこえるため、基本頻度とする		
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年				
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目		
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため		
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年				
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年				
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年				
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年				
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年				
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年				
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年				
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月			1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月				
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月				
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月				
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月				
基26	臭素酸	○	1回/3月	1回/3年				
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月				
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月				
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月				
基30	プロモホルム	×	1回/3月	1回/3月				
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため		
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため		
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	1回/3月	省略不可項目		
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/5 以下であるが、性状確認等のため		
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の 1/5 をこえるため、基本頻度とする		
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため		
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年	1回/年	省略不可項目		
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年				
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/3年	過去の検査結果が基準値の 1/5 をこえるため、基本頻度とする。		
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため		
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目		
基47	pH値	×	1回/月	1回/月				
基48	味	×	1回/月	1回/月				
基49	臭気	×	1回/月	1回/月				
基50	色度	×	1回/月	1回/月				
基51	濁度	×	1回/月	1回/月				
毎1	色	×	1回/日	1回/日	1回/日	省略不可項目		
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日				
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日	1回/日				



別表2:検査頻度

南部農林高校前 → 金良土地改良付近 (西原浄水場系)

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月		
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の 1/5 をこえるため、基本頻度とする
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年		
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月		
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月		
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月		
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月		
基26	臭素酸	○	1回/3月	1回/3年		
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月		
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月		
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月		
基30	ブロモホルム	×	1回/3月	1回/3月		
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月		
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	1回/3月	アルミニウム系凝集剤を使用しているため基本頻度とする。
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月		
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/5 以下であるが、性状確認等のため
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の 1/5 をこえるため、基本頻度とする
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年	1回/年	省略不可項目
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年		
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/3年	基準値の 1/10、1/5 の判断ができないため基本頻度とする
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	×	1回/月	1回/月		
基48	味	×	1回/月	1回/月		
基49	臭気	×	1回/月	1回/月		
基50	色度	×	1回/月	1回/月		
基51	濁度	×	1回/月	1回/月		
毎1	色	×	1回/日	1回/日	1回/日	省略不可項目
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日		
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日	1回/日		

別表2: 検査頻度

グリーンハイツ自治会 → タワーサイドハイツ自治会 (西原浄水場系)

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月		
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年		
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月		
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月		
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月		
基25	ジプロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月		
基26	臭素酸	○	1回/3月	1回/3年		
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月		
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月		
基29	プロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月		
基30	プロモホルム	×	1回/3月	1回/3月		
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月		
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	アルミニウム系凝集剤を使用しているため基本頻度とする。
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/月	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/5 以下であるが、性状確認等のため
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の 1/5 をこえるため、基本頻度とする。
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年	1回/月	省略不可項目
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年	1回/3年	基準値の 1/10、1/5 の判断ができないため基本頻度とする
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	×	1回/月	1回/月		
基48	味	×	1回/月	1回/月		
基49	臭気	×	1回/月	1回/月		
基50	色度	×	1回/月	1回/月		
基51	濁度	×	1回/月	1回/月		
毎1	色	×	1回/日	1回/日	1回/日	省略不可項目
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日		
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日	1回/日		

別表2:検査頻度

## 翁長南公園(西原浄水場系)

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月		
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、安全確認等のため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、安全確認等のため
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	省略不可項目
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年		
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月		
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月		
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月		
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月		
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月		
基26	臭素酸	○	1回/3月	1回/3年		
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月		
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月		
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月		
基30	プロモホルム	×	1回/3月	1回/3月		
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	1回/3月	アルミニウム系凝集剤を使用しているため基本頻度とする
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/月	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/5以下であるが、性状確認等のため
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の1/5をこえるため、基本頻度とする
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年	1回/年	省略不可項目
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年		
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/3年	過去の検査結果が基準値の1/5をこえるため、基本頻度とする。
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	×	1回/月	1回/月		
基48	味	×	1回/月	1回/月		
基49	臭気	×	1回/月	1回/月		
基50	色度	×	1回/月	1回/月		
基51	濁度	×	1回/月	1回/月	1回/日	省略不可項目
毎1	色	×	1回/日	1回/日		
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日		
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日	1回/日		

別表2:検査頻度

## 瀬長公民館 → 瀬長島サンセットパーク広場 (西原浄水場系)

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月		
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の 1/5をこえるため、基本頻度とする
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年		
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月		
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月		
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月		
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月		
基26	臭素酸	○	1回/3月	1回/3年		
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月		
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月		
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月		
基30	ブロモホルム	×	1回/3月	1回/3月		
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	アルミニウム系凝集剤を使用しているため基本頻度とする。
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/5 以下であるが、性状確認等のため
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の 1/5 をこえたため、基本頻度とする。
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年	1回/年	省略不可項目
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年		
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/3年	過去の検査結果が基準値の 1/5 をこえるため、基本頻度とする。
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	×	1回/月	1回/月		
基48	味	×	1回/月	1回/月		
基49	臭気	×	1回/月	1回/月		
基50	色度	×	1回/月	1回/月		
基51	濁度	×	1回/月	1回/月		
毎1	色	×	1回/日	1回/日	1回/日	省略不可項目
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日		
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日	1回/日		

別表2:検査頻度

## 豊崎海浜公園(西原浄水場系)

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月		
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、安全確認等のため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、安全確認等のため
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年		
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月		
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月		
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月		
基25	ジプロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月		
基26	臭素酸	○	1回/3月	1回/3年		
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月		
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月		
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月		
基30	ブロモホルム	×	1回/3月	1回/3月		
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月		
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	1回/3月	アルミニウム系凝集剤を使用しているため
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/5以下であるが、性状確認等のため
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/5以下であるが、性状確認等のため
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年	1回/年	省略不可項目
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年	1回/3年	過去の検査結果が基準値の1/5をこえるため、基本頻度とする。
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	×	1回/月	1回/月		
基48	味	×	1回/月	1回/月		
基49	臭気	×	1回/月	1回/月		
基50	色度	×	1回/月	1回/月		
基51	濁度	×	1回/月	1回/月	1回/日	省略不可項目
毎1	色	×	1回/日	1回/日		
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日		
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日	1回/日		

別表2: 検査頻度

## 饒波溝原集会所 (西原浄水場系)

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由		
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目		
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月				
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認のため		
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月				
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月				
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月				
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月				
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3月				
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年			1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月			1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認のため		
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月				
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月				
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3月				
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3月				
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3月				
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3月				
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3月				
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3月				
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3月				
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目		
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月				
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月				
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月				
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月				
基26	臭素酸	○	1回/3月	1回/3月				
基27	松トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月				
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月				
基29	プロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月				
基30	プロモホルム	×	1回/3月	1回/3月				
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月				
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認のため		
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	1回/3月	アルミニウム系凝集剤を使用しているため基本頻度とする		
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/5 以下であるが、性状確認等のため		
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月				
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月				
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月				
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月			1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/5 以下であるが、性状確認等のため		
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3月	1回/3月	過去の検査結果が基準値の 1/5 をこえるため、基本頻度とする。		
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため		
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年	1回/年	省略不可項目		
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年				
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3月	1回/3年	過去の検査結果が基準値の 1/5 をこえるため、基本頻度とする。		
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため		
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目		
基47	pH値	×	1回/月	1回/月				
基48	味	×	1回/月	1回/月				
基49	臭気	×	1回/月	1回/月				
基50	色度	×	1回/月	1回/月				
基51	濁度	×	1回/月	1回/月				
毎1	色	×	1回/日	1回/日	1回/日	省略不可項目		
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日				
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日	1回/日				

別表2: 検査頻度

豊見城団地集会所 → 旧翁長公民館 (西原浄水場系)

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月		
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認のため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	1回/3月	過去の検査結果が基準値の 1/5をこえるため、基本頻度とする
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3月		
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認のため
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月		
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月		
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3月		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3月		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3月		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3月		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3月		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3月		
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3月		
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月		
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月		
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月		
基25	ジブromクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月		
基26	臭素酸	○	1回/3月	1回/3月		
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月		
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月		
基29	ブromジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月		
基30	ブromホルム	×	1回/3月	1回/3月		
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月		
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	1回/3月	アルミニウム系凝集剤を使用しているため基本頻度とする。
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認のため
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月		
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月		
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	1回/月	省略不可項目
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月		
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/5 以下であるが、性状確認等のため
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3月	1回/3月	過去の検査結果が基準値の 1/5 をこえるため、基本頻度とする。
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年	1回/年	省略不可項目
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年		
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3月	1回/3年	過去の検査結果が基準値の 1/5 をこえるため、基本頻度とする。
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	×	1回/月	1回/月		
基48	味	×	1回/月	1回/月		
基49	臭気	×	1回/月	1回/月		
基50	色度	×	1回/月	1回/月		
基51	濁度	×	1回/月	1回/月		
毎1	色	×	1回/日	1回/日	1回/日	省略不可項目
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日		
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日	1回/日		

別表3: 法令に基づく毎日検査

1. 検査場所 : 蛇口(各浄水場末端給水栓)6ヶ所
2. 検査項目 : 4項目
3. 検査頻度 : 1日1回

	検査項目	評価	検査計画頻度
1	色	異常なし	1回/日
2	濁り	異常なし	1回/日
3	異臭味	異常なし	1回/日
4	消毒の残留効果 (残留塩素)	0.1mg/L 以上	1回/日

別表4: 水質管理目標設定項目(27項目)

	水質管理目標設定項目	目標値mg/L以下	浄水項目	備考
1	アンチモン	0.02	○	
2	ウラン	0.002 *	○	
3	ニッケル	0.02 *	○	資機材、薬品の観点から○
4	亜硝酸態窒素	0.05 *	—	
5	1,2-ジクロロエタン	0.004	—	
6	削除			
7	削除			
8	トルエン	0.4	—	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1	○	
10	亜塩素酸	0.6	—	塩素剤として使用していない
11	削除			
12	二酸化塩素	0.6	—	〃
13	ジクロロアセトニトリル	0.01 *	○	消毒副生成物等の観点から○
14	抱水クロラール	0.02 *	○	〃 〃
15	農薬類	* *	—	農薬類等の使用が無いため省略
16	残留塩素	1	—	毎日検査と重複する
17	Ca、Mg等(硬度)	10-100	—	基準項目検査と重複する
18	マンガン	0.01	—	〃
19	遊離炭酸	20	○	
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	○	
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02	—	
22	有機物(KMnO <sup>4</sup> 消費量)	3	○	
23	臭気強度(TON)	3TON	○	
24	蒸発残留物	30-200	—	基準項目検査と重複する
25	濁度	1度	—	〃
26	pH値	7.5程度	—	〃
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1~0	○	
28	従属栄養細菌	2000個/ml以下	○	
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1	—	地下水を使用していないため省略
30	アルミニウム	0.1	—	基準項目検査と重複する
	検査項目合計		12	検査頻度 年1回
	検査ヶ所		9	

\* : 暫定値

\* \* : 各農薬の検出値と目標値との比の総和で1以下(単位なし)

○ : 検査対象項目

— : 検査対象から除く



別表5: 基準項目(51項目)

	項目名	水質基準値	検査方法
1	一般細菌	100個/ml以下	標準寒天培地法
2	大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	ICP-MS法
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	還元気化-原子吸光光度法
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	ICP-MS法
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	ICP-MS法
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	ICP-MS法
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	ICP-MS法
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン類)法
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン類)法
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン類)法
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	ICP法、ICP-MS法
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	パーシトラップGC-MS法
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	パーシトラップGC-MS法
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	パーシトラップGC-MS法
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	パーシトラップGC-MS法
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	パーシトラップGC-MS法
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	パーシトラップGC-MS法
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	パーシトラップGC-MS法
21	塩素酸	0.6 mg/l以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン類)法
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	溶媒抽出-GC-MS法、液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
23	クロホルム	0.06mg/l以下	パーシトラップGC-MS法
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	溶媒抽出-GC-MS法、液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	パーシトラップGC-MS法
26	臭素酸	0.01mg/l以下	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	パーシトラップGC-MS法
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	溶媒抽出-GC-MS法、液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	パーシトラップGC-MS法
30	ブromホルム	0.09mg/l以下	パーシトラップGC-MS法
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	ICP法、ICP-MS法
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	ICP法、ICP-MS法
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	ICP法、ICP-MS法
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	ICP法、ICP-MS法
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	イオンクロマトグラフ(陽イオン類)法
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	ICP法、ICP-MS法
38	塩化物イオン	200mg/l以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン類)法
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	イオンクロマトグラフ(陽イオン類)法
40	蒸発残留物	500mg/l以下	重量法
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	固相抽出-HPLC法
42	ジオキシシン	0.00001mg/l以下	パーシトラップGC-MS法
43	2-メチルイソホルネオール	0.00001mg/l以下	パーシトラップGC-MS法
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	固相抽出-吸光光度法、固相抽出-高速液体クロマトグラフ法
45	フェノール類	0.005mg/l以下	固相抽出-誘導体化-GC-MS法
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	全有機炭素計測定法
47	pH値	5.8以上8.6以下	ガラス電極法、連続自動測定機器によるガラス電極法
48	味	異常でないこと	官能法
49	臭気	異常でないこと	官能法
50	色度	5度以下	比色法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法
51	濁度	2度以下	透過光測定法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、

別表6:水質管理目標設定項目(27項目)

	項目	目標値	検査方法
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/l以下	ICP-MS法
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/l以下(暫定)	ICP-MS法
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/l以下(暫定)	ICP法、ICP-MS法
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	パージトラップGC-MS法
8	トルエン	0.4mg/l以下	パージトラップGC-MS法
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1mg/l以下	溶媒抽出GC-MS法
10	亜塩素酸	0.6mg/l以下	イオンクロマトグラフ法
12	二酸化塩素	0.6mg/l以下	イオンクロマトグラフ法
13	ジクロロアセトリル	0.01mg/l以下(暫定)	溶媒抽出GC-MS法
14	抱水クロール	0.02mg/l以下(暫定)	溶媒抽出GC-MS法
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下	農薬ごとに定められた方法による
16	残留塩素	1mg/l以下	ジエチル-p-フェニレンジアミン法
17	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	10mg/l以上100mg/l以下	イオンクロマトグラフ法
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/l以下	ICP法、ICP-MS法
19	遊離炭酸	20mg/l以下	滴定法
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/l以下	パージトラップGC-MS法
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/l以下	パージトラップGC-MS法
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/l以下	滴定法
23	臭気強度(TON)	3以下	官能法
24	蒸発残留物	30mg/l以上200mg/l以下	重量法
25	濁度	1度以下	透過光測定法 連続自動測定機器による積分球式光電光度法
26	pH値	7.5程度	ガラス電極法、連続自動測定機器によるガラス電極法
27	ランゲリア指数(腐食性)	-1程度以上とし、極力0に近づける	計算法
28	従属栄養細菌	2000個/ml以下	R2A寒天培地法
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	パージトラップGC-MS法
30	アルミニウム	0.1mg/l以下	ICP法、ICP-MS法

# 水質検査 採水箇所図

